

下水道法（排水基準・改善命令）違反事件被疑者らの検挙について（情報提供）

警視庁生活安全部生活環境課は、みだしの事件で被疑者2名及び被疑法人1社を東京地方検察庁へ送致した。本事件については、メッキ加工の工程で発生した基準に適合しない汚水を、排水口に排除した事案である。

それぞれの業者に対して、啓発を図るために、情報提供する。

1 送致年月日

令和4年3月3日（木）

2 被疑者

A 鍍金加工業 代表取締役

B 同 上 取締役 兼 水質管理者

3 被疑法人

東京都所在 鍍金加工業

4 事案の概要

被疑法人は、東京都内に本店を置き鍍金加工等業を営み、被疑者Aは、同社の代表取締役として、被疑者Bは、同社の取締役兼水質管理責任者として排水業務全般等を担当する者であるが、被疑者らは共謀の上同工業所の業務に関し、法定の除外事由がないのに、令和2年10月20日から令和3年10月5日までの間、4回にわたり、同工業所先路上設置の排出口において、基準に適合しない下水を排除し、改善命令に従わなかったものである。

5 罪名・罰条

(1) 下水道法

罰条：同法第12条の2第1項（排水基準違反）

罰則：同法第46条第1項第1号（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

両罰：同法第50条（50万円以下の罰金）

(2) 下水道法

罰条：同法第38条第1項第1号（改善命令違反）

罰則：同法第45条（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

両罰：同法第50条（100万円以下の罰金）

(3) 刑法第60条（共同正犯）